

コメント1.

**「個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の改正案に対する意見記入様式**

**1. 氏名（ふりがな）【必須】**

在日米国商工会議所 プライバシー・タスクフォース

**2. 連絡先【必須】**

担当者（渉外室 安田美穂）

電話番号 03-3433-7358

ファクシミリ番号 03-3433-8454

電子メールアドレス myasuda@accj.or.jp

**3. 職業又は所属団体名（略称ではなく、正式名称を御記入ください。）【必須】**

在日米国商工会議所

**4. 意見箇所（記入例：2-2-1.(1)利用目的の特定）【必須】**

2-2-3-2 組織的安全措置 ◎「事故または違反への対応」を実践するために講じることが望まれる手法の例示

**5. 意見箇所の修正案（具体的な修正案がある場合は御記入ください。）**

**6. 意見の概要（100文字以内を目途に御記入ください。）【必須】**

漏えい等に関する通知は、「なりすまし」などの個人情報の悪用につながる可能性のある実質被害または損害の重大リスクがある場合のみに行われるべきであり、主務官庁または認定個人情報保護団体（以下「APIPO」という）への通知が行われるのは、本人への通知が行われるのと同じ場合であるべきである。

**7. 意見の内容**

経済産業省のガイドライン改正案では、在日米国商工会議所が以前提出したコメントが反映されているように読み取られ、前向きな動きとして受け止めている。今回、公正かつ透明性の高い個人情報保護規制を目指してMETIとの対話を継続する中で、さらなるコメントの機会を得られたことに感謝する。漏えい等の事故又は違反に関する通知は被害の防止の考えに基づくものとし、特に、データが暗号化されている場合に通知の必要がないことを明確にするなど、通知義務発生に関し、より細かな調整を行った経済産業省の努力に敬意を表す。しかしながら、ガイドライン改正案は、合理的かつバランスの取れた基準の策定に十分に踏み込んでいないと考える。従って、我々は、漏えい等が「なりすまし」などの個人情報の悪用による実質被害または損害をもたらした、またはもたらしかねないという重大リスクがあると特定される場合にのみ、本人および関係省庁双方への通知が行われるものとすべきであると提言する。

また、ガイドラインでは、通知義務の生じる個人データの範囲を慎重に定める必要があり、遵守体制は合理的かつ予測可能で、対象となる個人データを保護するための適切な措置を講じなかった事業者に関する適切な行政責任を伴うものでなければならない。さらに、通知のタイミングおよび方法については、被害を受ける可能性のある本人と事業者との何らかの関係、ならびに事故又は違反の種類および範囲をめぐる個々の状況を事業者が考慮に入れられるよう柔軟なものでなければならない。

**1. 通知が行われるのは、漏えい等が「なりすまし」などの悪用による実質被害または損害をもたらすという重大リスクがある場合のみとすべきである。** ガイドライン

の目標は、漏えいに関する通知が行われるべき事由を合理的かつバランス良く定めることであるべきであり、個人への被害やその可能性がほとんどもしくはまったくない事故と、「なりすまし」などの悪用により個人が被害を受ける重大リスクのある事故とを区別する必要がある。漏えい等が、「なりすまし」などの悪用による実質被害または損害をもたらした、またはもたらしかねないという「重大リスク」があると特定されて初めて、個人への通知が行われるべきである。さもなければ、事故発生の都度、その事故に伴う重大リスクを考慮せずに通知を行うことで逆効果を招くおそれがある。個人は、自らが被る損害の実際のリスクとは無関係の通知に困惑することとなる。このような場合、通知は不必要に人々に恐怖を与え混乱させるばかりでなく、将来的に損害の重大リスクから身を守るための手段を講じる必要のある通知に対し、人々を鈍感にしてしまうおそれがある。

個人への通知は、不正行為のリスクがある場合や、身を守るための手段を講じ得る場合に制限せず、あらゆるセキュリティ侵害等の事故や違反について行われるべきとする意見もあろう。それは、「なりすまし」などの悪用から身を守る手段を講じるべきか否かは、情報を保護し得なかった会社ではなく、個人が自分自身で決定できるようでなければならないという主張と考えられる。しかしながら、事故又は違反はさまざまであり、事故又は違反の性質およびかかる事故又は違反のもたらすリスクに関して複雑な判断が含まれることが多い。例えば、従業員が個人情報が入ったノートパソコンをタクシーに置き忘れたが、その後そのパソコンが戻ってきた場合を考えてみる。ここで起こり得るリスクを特定するには、会社は、情報入手の権限のない人が情報を入力した可能性の有無を判断し、もしあったとすると、どの情報が入手されたのかを特定するための科学的捜査による分析を行い、さらに関与した個人の信頼性について専門的な判断を下す必要がある。個人への通知では、このような判定の詳細や意味合いが適切に伝達されない。従って、このような通知に基づき、個人が十分な情報を得た上での判断を行うことができるとみなすのは現実的でない。

よって、事故又は違反についての個人への通知が必要なのは、「なりすまし」などの個人情報の悪用による実質被害や損害をもたらす重大リスクがある場合のみとすべきである。このような場合、個人は、自己の信用報告書をチェックしたり、預金明細を監視するなど、個人情報の悪用から自らを守るために何らかの措置を講じる必要がある。個人は通知の重大性、つまり、通知を受けた場合には、侵害により損害を被る真のリスクがあることを認識し、さらに損害から身を守るための措置を講じねばならない。さもなければ、通知はあまり価値のないものになってしまう。

**2. 本人および主務大臣等への通知は同じ場合に行われるべきである。** 現在経済産業

省が提案しているように、損害のおそれのない事故又は違反については本人への通知は必要とされないが、事故又は違反が機微情報の漏えい等を引き起こした場合、または同様の事故又は違反が同一事業者において過去に起こっていた場合は主務大臣等への通知が必要となる。本人へ通知が必要となる基準と異なる基準を採用することにより、会社に不必要な遵守義務を課すこととなる。遵守体制は合理的かつ予測可能で、対象となる情報を保護するための適切な措置を講じな

報を保護するための適切な措置を講じなかった事業者に関する適切な行政責任を伴うものでなければならない。同時に、事業者が完璧なセキュリティを備えることは不可能であり、あらゆる合理的な予防措置を講じたとしても事故又は違反は起こり得るとの認識が必要である。米国の数州では、管理的な遵守に向けた取組みとして、事業者が事故又は違反による損害の重大リスクはないと判断した場合は、その判断についての記録を、事業者に一定期間保管を求めるといふものがある。この種の記録保管の義務は、事故の事実関係および原因の捜査要請に合致し、かつ、かかる捜査要請の延長線上にあるものであり、さらに進んだ再発防止策の策定を促すであろう。

### 3. ガイドラインでは、通知義務の生じる情報の範囲を慎重に定める必要がある。

暗号化された情報を他人が入手しても、キーがなければ使いようがないため、暗号化データを含む事故又は違反は通知の必要がないという点においては経済産業省と同意見である。通知義務は、事故又は違反により入手された個人情報、「なりすまし」などにより悪用あるいは不正に使用され得る場合にのみ生じるべきであり、もし情報が適切に暗号化され、暗号化キーが漏れていなければ、暗号化情報は無意味であり、「なりすまし」や不正使用どころか、いかなる目的にも使いようがない。従って、個人を識別できるデータのある一定の組合せのみを対象となる情報とすべきであり、法に基づき通知の必要が生じるその他の実質的被害や損害を個人にもたらす目的には使用できない情報までも含めた広範な定義をすべきではないと提言する。個人に関連する情報はたくさんあるが、信用報告システムにおいて個人に対しなりすましなど不正行為をはたらく目的で使用され得るデータは特定のものに限られている。例として、金融口座番号と、暗号やパスワードなどそれを使って口座へのアクセスが可能であるものとの組合せは、対象となる情報とすべきである。しかしながら、氏名、電子メールアドレス、または社内の顧客識別番号（会社の商業上または雇用目的のみに使用される識別番号）などは非対象とすべきである。

### 4. 通知にかかる要件は柔軟なものでなければならない。

被害を受ける可能性のある本人と事業者との何らかの関係、ならびに事故又は違反の種類およびその及ぶ範囲をめぐる個々の状況によって通知の手段およびタイミングは異なる。経済産業省のガイドラインでは、事業者が予測される事故又は違反の性質および範囲を究明するのに妥当な時間を与えられ、事業者自身が徹底した調査を行えるようにすべきである。また、警察当局が調査をしている場合、当局からの求めに応じ、通知を遅らせることもできなくてはならない。従って、事業者は、個人が事故又は違反について通知を受けると合理的に予測される限り、合理的に策定された通知を適時に行えるようでなければならない。通常、事業者は電子メールや電話により通知を行えるべきである。ただし、通知方法に関する具体的な要件は関係当局により定められる必要がある。

コメント2.

## 「個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の改正案に対する意見記入様式

### 1. 氏名（ふりがな）【必須】

在日米国商工会議所 プライバシー・タスクフォース

<b>2. 連絡先【必須】</b>
担当者 (渉外室 安田美穂) 電話番号 03-3433-7358 ファクシミリ番号 03-3433-8454 電子メールアドレス <a href="mailto:myasuda@accj.or.jp">myasuda@accj.or.jp</a>
<b>3. 職業又は所属団体名（略称ではなく、正式名称を御記入ください。）【必須】</b>
在日米国商工会議所
<b>4. 意見箇所（記入例：2-2-1.(1)利用目的の特定）【必須】</b>
2-2-3-4 委託先の監督
<b>5. 意見箇所の修正案（具体的な修正案がある場合は御記入ください。）</b>
<b>6. 意見の概要（100文字以内を目途に御記入ください。）【必須】</b>
<p>「本人からの損害賠償請求に係る責務を、<u>安全管理措置に係る責任分担を無視</u>して一方的に受託者に課すなど、優越的地位にある者が委託者の場合、受託者に<u>不当な負担</u>を課すことがあってはならない。」</p> <p>上記の文中の下線部分の意味を、具体例によって明確にしていきたい。</p>
<b>7. 意見の内容</b>
<p>「本人からの損害賠償請求に係る責務を、<u>安全管理措置に係る責任分担を無視</u>して一方的に受託者に課すなど、優越的地位にある者が委託者の場合、受託者に<u>不当な負担</u>を課すことがあってはならない。」</p> <p>上記の文中の下線部分の意味を、具体例によって明確にしていきたい。</p> <p>受託者が委託者の個人情報を取扱っている場合、委託者は、その監督責任を遂行する上で、受託者に必要かつ適切な安全管理措置を行わせなければならない。安全管理措置に係る責任分担を無視する、というのは、具体的にどのようなことを指しているのかしめしていきたい。また、受託者の、安全管理措置を講じる契約上の責務の不履行により生じる損害賠償請求に係る責務を課すことなくして、委託者はいかにして受託者に委託契約を遵守せしめることができるのか。委託者が受託者に対し不当な負担を課しているとみなされる契約条項、および委託者が不当な負担を課していない条項の例を示していきたい。</p>

コメント3.

「個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の改正案に対する意見記入様式	
1. 氏名（ふりがな）【必須】	
在日米国商工会議所 プライバシー・タスクフォース	
2. 連絡先【必須】	
担当者（渉外室 安田美穂）	
電話番号 03-3433-7358	
ファクシミリ番号 03-3433-8454	
電子メールアドレス <a href="mailto:myasuda@accj.or.jp">myasuda@accj.or.jp</a>	
3. 職業又は所属団体名（略称ではなく、正式名称を御記入ください。）【必須】	
在日米国商工会議所	
4. 意見箇所（記入例：2-2-1.(1)利用目的の特定）【必須】	
2-2-2. (2) 利用目的の通知又は公表	
5. 意見箇所の修正案（具体的な修正案がある場合は御記入ください。）	
本人への通知又は公表が必要な事例に掲載されている「個人情報の取り扱いの委託を受けて、個人情報を取得する場合」を削除して頂き、下記の文言を追加して頂きたい。 【本人への通知又は公表が必要でない事例】 個人情報の取り扱いの委託を受けて個人情報を取得する場合	
6. 意見の概要（100文字以内を目途に御記入ください。）【必須】	
本人への通知又は公表が必要な事例として、個人情報の取り扱いの委託を受けて、個人情報を取得する場合が追加された趣旨を確認させて頂くとともに、当該部分の削除をお願いしたい。	
7. 意見の内容	
個人情報の取り扱いの委託を受けて個人情報を取得する場合は、委託者の指示に従って個人情報を取り扱っているため、受託者における利用目的の通知あるいは公表は不必要である。まず、委託者は本人に利用目的の通知する法的義務がある。また、委託者は委託先が委託契約で特定された利用目的に従って個人情報が利用されるように監督する義務がある。この改正案により新たに受託者に課せられようとしている本人への利用目的の通知は、本人にとって特に有用な通知とは思われない。受託者が利用目的を通知又は公表する場合に、個人情報の主たる本人は、自分が直接に個人情報を提供した相手のことは分かっている、その者が誰（受託者）にどのような業務を委託しているかについて知らない場合がほとんどであるから、通知をしたとしてもその内容をもとに本人が何かを判断できるわけでもなく、公表してもその利用目的が自分と関係があるとわかるわけでもなく、個人情報保護の観点からは意義がないものと思われる。このような通知は本人を困惑させるだけであり、受託者に不必要な業務が課せられることになるとと思われる。従って、本人への通知又は公表が必要な事例に掲載されている「個人情報の取り扱いの委託を受けて、個人情報を取得する場合」は削除して頂き、それを「本人への通知又は公表が必要でない事例」として掲載して頂きたい。	

コメント4.

<b>「個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の改正案に対する意見記入様式</b>
<b>1. 氏名（ふりがな）【必須】</b>
在日米国商工会議所 プライバシー・タスクフォース
<b>2. 連絡先【必須】</b>
担当者 （渉外室 安田美穂） 電話番号 03-3433-7358 ファクシミリ番号 03-3433-8454 電子メールアドレス <a href="mailto:myasuda@accj.or.jp">myasuda@accj.or.jp</a>
<b>3. 職業又は所属団体名（略称ではなく、正式名称を御記入ください。）【必須】</b>
在日米国商工会議所
<b>4. 意見箇所（記入例：2-2-1.(1)利用目的の特定）【必須】</b>
2-1-1. 「個人情報」(法第2条第1項関連)
<b>5. 意見箇所の修正案（具体的な修正案がある場合は御記入ください。）</b>
<b>6. 意見の概要（100文字以内を目途に御記入ください。）【必須】</b>
「2-2-3-2安全管理措置(法第20条関連)」の対策のひとつとして、高度な暗号化等による秘匿化を講じることは望ましい」とありますが、「高度」とはどのようなものか明らかにしていただきたい。
<b>7. 意見の内容</b>
「2-2-3-2安全管理措置(法第20条関連)」の対策のひとつとして、高度な暗号化等による秘匿化を講じることは望ましい」とありますが、「高度」とはどのようなものか明らかにしていただきたい。

コメント5.

<b>「個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の改正案に対する意見記入様式</b>
<b>1. 氏名（ふりがな）【必須】</b>
在日米国商工会議所 プライバシー・タスクフォース
<b>2. 連絡先【必須】</b>
担当者 （渉外室 安田美穂） 電話番号 03-3433-7358 ファクシミリ番号 03-3433-8454 電子メールアドレス <a href="mailto:myasuda@accj.or.jp">myasuda@accj.or.jp</a>
<b>3. 職業又は所属団体名（略称ではなく、正式名称を御記入ください。）【必須】</b>
在日米国商工会議所
<b>4. 意見箇所（記入例：2-2-1.(1)利用目的の特定）【必須】</b>
2-1-2. 「個人情報データベース等」(法第2条第2項関連)
<b>5. 意見箇所の修正案（具体的な修正案がある場合は御記入ください。）</b>
<b>6. 意見の概要（100文字以内を目途に御記入ください。）【必須】</b>
「従業員」が「従業者」と変更されているが、背景となる理由を説明いただきたい。
<b>7. 意見の内容</b>
「従業員」が「従業者」と変更されているが、背景となる理由を説明いただきたい。

コメント6.

<b>「個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の改正案に対する意見記入様式</b>
<b>1. 氏名（ふりがな）【必須】</b>
在日米国商工会議所 プライバシー・タスクフォース
<b>2. 連絡先【必須】</b>
担当者 （渉外室 安田美穂） 電話番号 03-3433-7358 ファクシミリ番号 03-3433-8454 電子メールアドレス <a href="mailto:myasuda@accj.or.jp">myasuda@accj.or.jp</a>
<b>3. 職業又は所属団体名（略称ではなく、正式名称を御記入ください。）【必須】</b>
在日米国商工会議所
<b>4. 意見箇所（記入例：2-2-1.(1)利用目的の特定）【必須】</b>
2-1-10. 「本人の同意」
<b>5. 意見箇所の修正案（具体的な修正案がある場合は御記入ください。）</b>
<b>6. 意見の概要（100文字以内を目途に御記入ください。）【必須】</b>
「十分な判断能力を有していない子ども」とは、何歳以上何歳未満をさすのか具体的に提示していただきたい。
<b>7. 意見の内容</b>
「十分な判断能力を有していない子ども」とは、何歳以上何歳未満をさすのか具体的に提示していただきたい。

コメント7.

<b>「個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の改正案に対する意見記入様式</b>
<b>1. 氏名（ふりがな）【必須】</b>
在日米国商工会議所 プライバシー・タスクフォース
<b>2. 連絡先【必須】</b>
担当者 （渉外室 安田美穂） 電話番号 03-3433-7358 ファクシミリ番号 03-3433-8454 電子メールアドレス <a href="mailto:myasuda@accj.or.jp">myasuda@accj.or.jp</a>
<b>3. 職業又は所属団体名（略称ではなく、正式名称を御記入ください。）【必須】</b>
在日米国商工会議所
<b>4. 意見箇所（記入例：2-2-1.(1)利用目的の特定）【必須】</b>
2-2-1.(2)利用目的の変更
<b>5. 意見箇所の修正案（具体的な修正案がある場合は御記入ください。）</b>
<b>6. 意見の概要（100文字以内を目途に御記入ください。）【必須】</b>
「なお、本人が想定することが困難でないと認められる範囲を超える変更を行う場合は、法第16条に従って本人の同意を得なければならない。」とあるが、理解が難しい表現であるので、より平易な表現にしていきたい。
<b>7. 意見の内容</b>
「なお、本人が想定することが困難でないと認められる範囲を超える変更を行う場合は、法第16条に従って本人の同意を得なければならない。」とあるが、理解が難しい表現であるので、より平易な表現にしていきたい。

コメント8.

<b>「個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の改正案に対する意見記入様式</b>
<b>1. 氏名（ふりがな）【必須】</b>
在日米国商工会議所 プライバシー・タスクフォース
<b>2. 連絡先【必須】</b>
担当者 （渉外室 安田美穂） 電話番号 03-3433-7358 ファクシミリ番号 03-3433-8454 電子メールアドレス <a href="mailto:myasuda@accj.or.jp">myasuda@accj.or.jp</a>
<b>3. 職業又は所属団体名（略称ではなく、正式名称を御記入ください。）【必須】</b>
在日米国商工会議所
<b>4. 意見箇所（記入例：2-2-1.(1)利用目的の特定）【必須】</b>
別添 クレジットカード情報を含む個人情報の取り扱いについて
<b>5. 意見箇所の修正案（具体的な修正案がある場合は御記入ください。）</b>
<b>6. 意見の概要（100文字以内を目途に御記入ください。）【必須】</b>
「クレジットカード販売関係事業者等」というのは具体的にどのような事業者を指すのかもっと詳しく明示していただきたい。
<b>7. 意見の内容</b>
「クレジットカード販売関係事業者等」というのは具体的にどのような事業者を指すのかもっと詳しく明示していただきたい。例えばクレジットカードを支払い方法のひとつとしている小売店なども対象となるのか。

コメント9.

<b>「個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の改正案に対する意見記入様式</b>
<b>1. 氏名（ふりがな）【必須】</b>
在日米国商工会議所 プライバシー・タスクフォース
<b>2. 連絡先【必須】</b>
担当者 （渉外室 安田美穂） 電話番号 03-3433-7358 ファクシミリ番号 03-3433-8454 電子メールアドレス <a href="mailto:myasuda@accj.or.jp">myasuda@accj.or.jp</a>
<b>3. 職業又は所属団体名（略称ではなく、正式名称を御記入ください。）【必須】</b>
在日米国商工会議所
<b>4. 意見箇所（記入例：2-2-1.(1)利用目的の特定）【必須】</b>
別添 クレジットカード情報を含む個人情報の取り扱いについて
<b>5. 意見箇所の修正案（具体的な修正案がある場合は御記入ください。）</b>
<b>6. 意見の概要（100文字以内を目途に御記入ください。）【必須】</b>
「クレジットカード情報等」というのはカード番号・有効期限のほかどのようなものを含むことを想定しているのか明らかにしていただきたい。
<b>7. 意見の内容</b>
「クレジットカード情報等」というのはカード番号・有効期限のほかどのようなものを含むことを想定しているのか明らかにしていただきたい。

コメント10.

<b>「個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の改正案に対する意見記入様式</b>
<b>1. 氏名（ふりがな）【必須】</b>
在日米国商工会議所 プライバシー・タスクフォース
<b>2. 連絡先【必須】</b>
担当者（渉外室 安田美穂） 電話番号 03-3433-7358 ファクシミリ番号 03-3433-8454 電子メールアドレス <a href="mailto:myasuda@accj.or.jp">myasuda@accj.or.jp</a>
<b>3. 職業又は所属団体名（略称ではなく、正式名称を御記入ください。）【必須】</b>
在日米国商工会議所
<b>4. 意見箇所（記入例：2-2-1.(1)利用目的の特定）【必須】</b>
別添 クレジットカード情報を含む個人情報の取り扱いについて ① クレジットカード情報等について特に講じることが望ましい安全管理措置の実施
<b>5. 意見箇所の修正案（具体的な修正案がある場合は御記入ください。）</b>
<b>6. 意見の概要（100文字以内を目途に御記入ください。）【必須】</b>
「他のクレジットカード販売関係事業者等に対してクレジットカード情報等が含まれる個人情報データベース等へのアクセスを許容している場合においてアクセス監視等のモニタリングを実施」とあるが、具体的にはどのようなことを想定しているのか。
<b>7. 意見の内容</b>
「他のクレジットカード販売関係事業者等に対してクレジットカード情報等が含まれる個人情報データベース等へのアクセスを許容している場合においてアクセス監視等のモニタリングを実施」とあるが、具体的にはどのようなことを想定しているのか。

コメント11.

<b>「個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の改正案に対する意見記入様式</b>
<b>1. 氏名（ふりがな）【必須】</b>
在日米国商工会議所 プライバシー・タスクフォース
<b>2. 連絡先【必須】</b>
担当者（渉外室 安田美穂） 電話番号 03-3433-7358 ファクシミリ番号 03-3433-8454 電子メールアドレス <a href="mailto:myasuda@accj.or.jp">myasuda@accj.or.jp</a>
<b>3. 職業又は所属団体名（略称ではなく、正式名称を御記入ください。）【必須】</b>
在日米国商工会議所
<b>4. 意見箇所（記入例：2-2-1.(1)利用目的の特定）【必須】</b>
別添 クレジットカード情報を含む個人情報の取り扱いについて ③クレジットカード情報等を本人から直接取得する場合のクレジットカード情報等の提供先名の通知または公表
<b>5. 意見箇所の修正案（具体的な修正案がある場合は御記入ください。）</b>
<b>6. 意見の概要（100文字以内を目途に御記入ください。）【必須】</b>
クレジットカード情報等を本人から直接取得する場合はクレジットカード情報等の提供先名の通知または公表を求められているが、これは法第23条各項の規定の主旨に基づき、委託や事業の継承などに伴う提供は対象外であることを確認していただきたい。
<b>7. 意見の内容</b>
クレジットカード情報等を本人から直接取得する場合はクレジットカード情報等の提供先名の通知または公表を求められているが、これは法第23条各項の規定の主旨に基づき、委託や事業の継承などに伴う提供は対象外であることを確認していただきたい。

コメント12.

「個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の改正案に対する意見記入様式	
1. 氏名（ふりがな）【必須】	
在日米国商工会議所 プライバシー・タスクフォース	
2. 連絡先【必須】	
担当者（渉外室 安田美穂）	
電話番号 03-3433-7358	
ファクシミリ番号 03-3433-8454	
電子メールアドレス <a href="mailto:myasuda@accj.or.jp">myasuda@accj.or.jp</a>	
3. 職業又は所属団体名（略称ではなく、正式名称を御記入ください。）【必須】	
在日米国商工会議所	
4. 意見箇所（記入例：2-2-1.(1)利用目的の特定）【必須】	
2-2-1.(5)適用除外(i)法令に基づく場合	
5. 意見箇所の修正案（具体的な修正案がある場合は御記入ください。）	
6. 意見の概要（100文字以内を目途に御記入ください。）【必須】	
「提供にあたっては、これらの法令の目的に即した必要性和合理性が認められるかを考慮する必要がある」、という記述があるが、照会の可否の判断材料である事件内容についても含め、法令上どこまで聞けるのか、記録して良いのかなどの解釈はどうか。 上記については、警察以外の行政機関からの照会依頼も同様である。	
7. 意見の内容	
「提供にあたっては、これらの法令の目的に即した必要性和合理性が認められるかを考慮する必要がある」、という記述があるが、警察等の捜査関係事項照会では、ほとんどの場合刑事訴訟法197条第2項による照会となっていて、捜査上の関係から顧客の了解を得られない場合がほとんどである。 照会の可否の判断材料である事件内容についても含め、法令上どこまで聞けるのか、記録して良いのかなどの解釈はどうか。 上記については、警察以外の行政機関からの照会依頼も同様である。	